

ショートステイ晃【従来型個室】 料金表

【介護保険サービス】

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費	451単位/日	561単位/日	603単位/日	672単位/日	745単位/日	815単位/日	884単位/日
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位/日						
看護体制加算(Ⅰ)				4単位/日			
看護体制加算(Ⅱ)				8単位/日			
夜勤職員配置加算(Ⅰ)				13単位/日			
機能訓練体制加算	12単位/日						
介護処遇改善加算(Ⅰロ)	合計単位×17.6%						
介護保険自己負担分(1割)	562円	693円	773円	856円	943円	1027円	1109円
介護保険自己負担分(2割)	1123円	1385円	1546円	1711円	1886円	2053円	2217円
介護保険自己負担分(3割)	1684円	2078円	2319円	2566円	2829円	3079円	3326円

【居住費、食費】

	介護保険負担限度額認定証なし	第一段階	第二段階	第三段階①	第三段階②
居住費	1231円/日	380円/日	480円/日	880円/日	880円/日
食費	1445円/日	300円/日	600円/日	1000円/日	1300円/日
一日負担額	2676円	680円	1080円	1880円	2180円

※介護保険負担限度額の軽減を受けるためには、市町村の窓口に申請し【介護保険負担限度額認定証】の交付を受ける必要があります

第一段階(本人及び世帯全員が市民税非課税であり、老齢福祉年金の受給者又は生活保護受給者)

※預貯金、有価証券等の合計が1,000万円以下であること(夫婦は合計2,000万円以下)

第二段階(本人及び世帯全員が市民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80.9万円以下)

※預貯金、有価証券等の合計が650万円以下であること(夫婦は合計1,650万円以下)

第三段階①(本人及び世帯全員が市民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80.9万円超120万円以下)

※預貯金、有価証券等の合計が550万円以下であること(夫婦は合計1,550万円以下)

第三段階②(本人及び世帯全員が市民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える)

※預貯金、有価証券等の合計が500万円以下であること(夫婦は合計1,500万円以下)

食費内訳(朝食335円、昼食630円、夕食480円)

【一日あたり負担目安】

(単位:円)

	介護保険負担限度額認定証なし1割負担	介護保険負担限度額認定証なし2割負担	介護保険負担限度額認定証なし3割負担	第一段階	第二段階	第三段階①	第三段階②
要支援1	3,238	3,799	4,360	1,242	1,642	2,442	2,742
要支援2	3,369	4,061	4,754	1,373	1,773	2,573	2,873
要介護1	3,449	4,222	4,995	1,453	1,853	2,653	2,953
要介護2	3,532	4,387	5,242	1,536	1,936	2,736	3,036
要介護3	3,619	4,562	5,505	1,623	2,023	2,823	3,123
要介護4	3,703	4,729	5,755	1,707	2,107	2,907	3,207
要介護5	3,785	4,893	6,002	1,789	2,189	2,989	3,289

※上記金額は、一日あたりの目安を示したものです。小数点以下の端数処理の関係で、差額が生じる場合があります

【その他費用】

* 加算	送迎加算	片道につき184単位
	緊急短期入所受入加算	1日90単位(利用日数:7日、やむ得ない事情がある場合は14日を限度として)
	口腔連携強化加算	1回50単位(口腔の健康状態の評価を実施し、利用者様の同意を得て当該評価の結果を情報提供した場合)
	看取り連携体制加算	1日64単位(7日を限度として)24時間連絡できる体制を確保し、看取り期の対応方針の説明をした場合)
	長期利用者に対する適正化	31日~60日(30単位減算)60日以降(【単位数】介護1:573、介護2:642、介護3:715、介護4:785、介護5:854)
※該当する項目について日数分が加算されます。		
※豊川市は7級地に該当している為、単位数に10.17円を乗じた金額が料金となっています。		
その他の主な費用 おやつ代:一日100円、理髪サービス:実費		

ショートステイ一晝【多床室】 料金表

【介護保険サービス】

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費	451単位/日	561単位/日	603単位/日	672単位/日	745単位/日	815単位/日	884単位/日
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位/日						
看護体制加算(Ⅰ)				4単位/日			
看護体制加算(Ⅱ)				8単位/日			
夜勤職員配置加算(Ⅰ)				13単位/日			
機能訓練体制加算	12単位/日						
介護職員処遇改善加算(Ⅰロ)	合計単位×17.6%						
介護保険自己負担分(1割)	562円	693円	773円	856円	943円	1027円	1109円
介護保険自己負担分(2割)	1123円	1385円	1546円	1711円	1886円	2053円	2217円
介護保険自己負担分(3割)	1684円	2078円	2319円	2566円	2829円	3079円	3326円

【居住費、食費】

	介護保険負担限度額認定証なし	第一段階	第二段階	第三段階①	第三段階②
居住費	915円/日	-	430円/日	430円/日	430円/日
食費	1445円/日	300円/日	600円/日	1000円/日	1300円/日
一日負担額	2360円	300円	1030円	1430円	1730円

※介護保険負担限度額の軽減を受けるためには、市町村の窓口に申請し【介護保険負担限度額認定証】の交付を受ける必要があります

第一段階(本人及び世帯全員が市民税非課税であり、老齢福祉年金の受給者又は生活保護受給者)

※預貯金、有価証券等の合計が1,000万円以下であること(夫婦は合計2,000万円以下)

第二段階(本人及び世帯全員が市民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80.9万円以下)

※預貯金、有価証券等の合計が650万円以下であること(夫婦は合計1,650万円以下)

第三段階①(本人及び世帯全員が市民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80.9万円超120万円以下)

※預貯金、有価証券等の合計が550万円以下であること(夫婦は合計1,550万円以下)

第三段階②(本人及び世帯全員が市民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える)

※預貯金、有価証券等の合計が500万円以下であること(夫婦は合計1,500万円以下)

食費内訳(朝食335円、昼食630円、夕食480円)

【一日あたり負担目安】

(単位：円)

	介護保険負担限度額認定証なし1割負担	介護保険負担限度額認定証なし2割負担	介護保険負担限度額認定証なし3割負担	第一段階	第二段階	第三段階①	第三段階②
要支援1	2,922	3,483	4,044	862	1,592	1,992	2,292
要支援2	3,053	3,745	4,438	993	1,723	2,123	2,423
要介護1	3,133	3,906	4,679	1,073	1,803	2,203	2,503
要介護2	3,216	4,071	4,926	1,156	1,886	2,286	2,586
要介護3	3,303	4,246	5,189	1,243	1,973	2,373	2,673
要介護4	3,387	4,413	5,439	1,327	2,057	2,457	2,757
要介護5	3,469	4,577	5,686	1,409	2,139	2,539	2,839

※上記金額は、一日あたりの目安を示したものです。小数点以下の端数処理の関係で、差額が生じる場合があります

【その他費用】

* 加算	送迎加算	片道につき184単位
	緊急短期入所受入加算	1日90単位(利用日数：7日、やむ得ない事情がある場合は14日を限度として)
	口腔連携強化加算	1回50単位(口腔の健康状態の評価を実施し、利用者様の同意を得て当該評価の結果を情報提供した場合)
	看取り連携体制加算	1日64単位(7日を限度として)24時間連絡できる体制を確保し、看取り期の対応方針の説明をした場合)
	長期利用者に対する適正化	31日～60日(30単位減算)60日以降(【単位数】介護1：573、介護2：642、介護3：715、介護4：785、介護5：854)

※該当する項目について日数分が加算されます。

※豊川市は7級地に該当している為、単位数に10.17円を乗じた金額が料金となっています。

その他の主な費用 おやつ代：一日100円、理髪サービス：実費